

「委員等から出された主な議論」に対する意見

棕野 美智子

6頁

1 保育対象範囲について

○ 保護者の就労を要件とする場合について

- ◆ 今後需要の大幅な拡充が見込まれる短時間勤務等の場合については、現行制度でも特定保育・一時保育の給付メニューも活用しながら、認可保育所による受入れで可能な限り対応。現行では対応しきれていないニーズについても、利用者の意向を踏まえながら、認可保育所における対応を拡大するとともに、多様な給付メニュー（受け皿）を制度的に考える必要。

【以下の意見を追加】

- 多様な給付メニュー（受け皿）には、施設型だけでなく、ファミリーサポートセンターやベビーシッターのような訪問型のサービスも考えるべき。

11頁

2 保育利用までの具体的な流れについて

③-2 需要が供給を上回っている場合

◆ （対応イメージ例1）

利用者が第一希望の保育所等に直接利用の申込みを行う際、申請書類に第二希望以降の保育所等も記載する仕組み（複数の第一希望保育所等に利用申込みを行うことは禁ずる）。

（対応イメージ例2）

利用者が優先順位を付した複数の希望する保育所等を記載した申請書類を、市町村又は市町村が関与した連絡協議会に申し込む仕組み。

→ 市町村（又は連絡協議会）は保育所等を例2の利用者に斡旋。

【以下の意見を追加】

- 需給を判断する「地域」は、市町村全域ではなく、できれば小学校、広くとも中学校圏域程度で考える必要がある。